令和６（2024）年度版　かわさき環境白書への市民意見及び対応措置

第１章　環境基本計画 年次報告

項目	市民意見要旨	対応措置
	かわさき環境白書は、同「公害環境白書」もしくは同「環境公害白書」に名称の変更されることを提案します。何故なら、従前の公害は未だに解決されていないうえ、また温暖化といった「新たな公害」が年々深刻化しているからです。	かわさき環境白書は、環境基本条例に基づく環境基本計画の年次報告を記載するとともに、脱炭素化、自然共生、大気や水などの環境保全、資源循環等の各計画の取組状況をとりまとめております。地球温暖化対策や環境改善には、これらの分野が一体となって取り組んでいく必要があることから、引き続き現在の形式で白書をとりまとめてまいります。
	市民の健康被害に関する項目と記述がないのは、この白書の最大の落ち度です。以前の年次報告書の時代においては、法律や条例等に基づく被害者数などが掲載されていた。今後最低限、以下の項目の実態を加えるべきです。①光化学スモッグによる健康被害 ②気管支ぜん息など呼吸器疾患 ③熱中症による健康被害 この点、健康福祉局は過去の業務の歴史をふまえ、「環境行政・温暖化対策推進総合調整会議」等において積極的な情報提供と意見提出をすべきです。なお、気管支ぜん息をアレルギ-疾患に位置付けるとしても、成人の約半数・小児の約2割は非アトピー性とされており、行政には、アレルギー疾患対策基本法第15条が規定する「生活環境の改善」のうち、大気汚染の防止を推進する義務があります。	光化学スモッグによる健康被害の状況は、毎年、川崎市健康福祉年報において報告させていただいているところです。 気管支ぜん息の発症ないし増悪の要因としては、ダニ、カビ、ペットや、タバコの煙、肥満のほか、大気汚染など、様々であると言われており、発症への影響の度合いも人それぞれであることなどから、要因の究明は難しいものと考えております。 熱中症による健康被害は、様々な病態があることからその全てを把握することは難しいものと考えております。こうしたことも踏まえ、本市では、熱中症予防の大切さを市ホームページ等に掲載するほか、地域における市民への健康講話等の機会を通じ、熱中症予防に関する普及啓発を積極的に行っております。 気管支ぜん息の発症・重症化予防等に向けては、アレルギー学会の「喘息予防・管理ガイドライン2024」等において示されている吸入ステロイド薬を核とした標準治療の更なる普及をはじめ、他の疾患と同様に「川崎市アレルギー疾患対策推進方針」を踏まえ、発症・重症化予防等のための啓発・相談や、医療提供体制の整備、生活の質の維持・向上を支援する環境づくりの推進、人材育成といった４つの方向性で取組を進めているところです。

第２章　主な個別計画における取組状況

項目	市民意見要旨	対応措置
脱炭素化	温室効果ガス排出量の2030年度の削減目標が、いまだに2013年度比50%ではあまりに低すぎるのではないか。国際情勢も勘案して、もっと高い目標を掲げるべきです。すでに産業革命前の「1.5度」を越え、地球に深刻な影響が生じているのだから、70%から80%という目標を検討すべきです。	脱炭素社会の実現に向けて、令和２年２月における本市の2050年の脱炭素社会実現を目指す「脱炭素宣言」以降、同年11月に脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ」を策定したほか、令和４年３月に川崎市地球温暖化対策推進基本計画を改定して、2030年度目標達成に向け、様々な取組を推進しています。 今後につきましても、国の動向や社会状況等踏まえながら、川崎市地球温暖化対策推進基本計画に基づき地球温暖化対策に取り組んでまいります。

脱炭素化	産業部門とエネルギー転換部門からの温室効果ガス排出量の割合が、圧倒的に多い川崎市においては、硫黄酸化物や窒素酸化物などと同様に、煙突口において二酸化炭素の測定を行ない、排ガスに着目した総量規制を実施すべきです。とりわけ、エネルギー転換部門の二酸化炭素排出については、各工場ごと「電気・熱配分前」の排出量を算出し、対策を進める必要があります。企業・事業所の自主性まかせでは、現在の危機的な温暖化の状況を回避することは出来ません。	温室効果ガスの排出量が相当程度多い事業者については、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例に基づき、温室効果ガス排出量等の報告を義務付けており、排出量の算定については国の算定手法に基づいております。また、令和５年３月に条例を改正し、事業活動脱炭素化取組計画書制度を見直し、当該制度においては、川崎市地球温暖化対策推進計画や国の計画等と整合した基準を設定し、事業者の取組状況を評価・公表するものとしています。 今後は、当条例制度の運用を通じて、事業者の脱炭素化の取組を促進してまいります。
脱炭素化	市内各地で建設が進んでいる、高層及び超高層マンションに対する総合的・計画的な脱炭素等の環境対策を目に見えるかたちで進めるべきです。	令和５年３月に改正した川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例に基づき、大規模建築物を新築等する建築主に対し、建築物の規模に応じた基準量以上の太陽光発電設備等の再生可能エネルギー利用設備の設置を義務付け、建築主の取組状況を公表する「特定建築主太陽光発電設備等導入制度」の運用を令和７年４月から開始しました。 今後は、当条例制度の運用を通じて、建築主の取組を公表し、脱炭素化を促進してまいります。
大気や水などの環境保全	大気環境に係る目標について、環境基準を達成できた物質については「環境目標値」の達成を目指すことはもちろん、微小粒子状物質など「環境目標値」が定められていない物質については、早急にこれを定め対策を進めることが必要です。すべては、市民の健康確保の原則を最優先に、公害・環境対策がなされることが肝要だからです。	本市では、「だれもが、健全で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安心して快適に暮らせるまちの実現」をめざして川崎市大気・水環境計画を策定し、長期的にめざすべき水準である「環境目標値」の達成を見据えて二酸化窒素等の低減に取り組んでいます。 また、微小粒子状物質などについても、国等の動向を注視しつつ、今後も更なる環境負荷の低減に向け取り組んでまいります。
自然共生	農地の減少は、現今では後継者不足等からある程度やむを得ないものの、樹林地の確保・拡大は積極的に進めてほしい。	樹林地の保全については、法律に基づく「特別緑地保全地区」や、条例に基づく「緑の保全地域」等各種施策により、樹林地を所有する方々の御理解と御協力をいただきながら、取組をすすめております。
自然共生	富士見公園では、富士見通りに面したイチョウ並木が破壊され、聞くところによると等々力緑地は「公園化」の名のもとに、大量の樹木が伐採される計画という。都市緑地法で、緑地の保全がうたわれていることを肝に命じてもらいたい。	富士見公園入口の整備のため街路樹を一部伐採しましたが、代替樹木を川崎区内に植栽しております。なお、再編整備にあたっては、既存木等を可能な限り残し、必要に応じて捕植し、緑の景観を形成するよう整備を行っております。 等々力緑地の樹木につきましては、当緑地の魅力や価値を高めていくため、可能な限りまとまった緑を保全する他、再編整備によって新たな樹林地を整備していく計画としております。

自然共生	いま全国的に、公園のみどりが企業・事業者のもうけ優先によって削減されている状況は由々しき事態です。同じ生き物として扱う観点も必要ではないか。	「緑の基本計画」では、緑は生物多様性の保全や地球温暖化対策などの多様な役割を担い、公園緑地は人々の暮らしや都市環境に不可欠な存在と位置付けています。 また、「パークマネジメント推進方針」に基づき多様化するニーズに対応した質の高い公園緑地サービスを提供していくために、民間提案の公募における条件設定においても、営利のみを目的とせず、公共空間としての価値が高まることを前提に、活用のあり方を丁寧に検討しています。 今後も、人と自然が調和し、地域とともに育つ公園づくりを進めてまいります。
資源循環	プラスチック製容器包装の回収・リサイクル化は、自治体の仕事として重要だがそれ以上に利用を控えること、また製品製造段階から削減することが必要と思います。	プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般にわたって、3R＋Renewableの原則にのっとり、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進することが重要であると考えております。 製品の生産や流通、廃棄に消費される資源やエネルギー、また発生する温暖化ガスを削減するためにも、リデュース・リユース（2R）は優先して取り組む必要があり、本市としても広報を行っているところでございます。 令和4年に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設けるものとしており、今後、製造事業者等による環境配慮設計の取組が進んでいくものと考えています。本市としてもあらゆる機会を捉え、国や関係団体等への要請などを行ってまいります。